

## 1 計画の基本的な考え方

### (1)新しい計画の策定趣旨

平成23年策定(平成25年一部改定)の「三重県茶業振興の指針」について、これまでの成果や課題、茶業を取り巻く情勢の変化などを踏まえ全面的に見直し、伊勢茶振興に向けた新たな計画として策定

### (2)計画の期間

令和4年度～13年度の10年間。概ね5年毎、また情勢の変化等を踏まえ、見直す。

## 2 本県の茶産地の現状(指針に基づく、これまでの成果と課題)

### (1)伊勢茶生産の競争力強化と担い手の確保・育成

#### <成果>

- 生産規模の拡大及び茶園の集積
- 茶の高付加価値化を図るための、6次産業化認定事業者の出現
- 需要に対応し、「おい茶」(かぶせ茶、碾茶、玉露)の生産を拡大

#### <課題>

- ◆経営環境の悪化により担い手数が大きく減少していることから、**低コスト化や高付加価値化、複合化などにより、既存担い手農家の収益向上を図ることが必要**
- ◆円滑な担い手確保に向けて、個々の経営の安定を図るとともに、**共同化や法人化など、経営体の組織化に取り組むことが必要**



かぶせ茶生産の拡大



法人経営体の設立

### (2)伊勢茶の消費拡大と流通販売戦略の強化

#### <成果>

- 伊勢茶認証店を通じ伊勢茶をPR、伊勢神宮など観光地で呈茶サービスを実施
- 産地からの直接輸出に関して、(株)エイチ・アイ・エスとの連携により海外食品加工業者に原料として輸出を促進
- 輸出先国の残留農薬基準に対応した栽培層を策定

#### <課題>

- ◆依然として、全国的に茶の消費が低迷。しかしながら、**本県の1世帯当たりの茶の購入量は静岡県などに比べて少なく、県内消費には拡大の余地がある**  
このため、**県内を中心に日本茶の消費拡大、伊勢茶の需要開拓などに取り組む必要**
- ◆さらなる販路の開拓として、**海外への輸出にも取り組む必要**



海外加工の伊勢茶商品

R2	三重県	静岡県
直近3か年茶平均購入量	1,137g	2,198g

### (3)安全安心な伊勢茶の確保

#### <成果>

- 国際水準GAPの認証取得を促進(R2年度末51経営体186農場)
- 有機JAS認証(15件)、みえの安心食材表示制度の登録(26件)を促進

#### <課題>

- ◆国際水準GAP団体認証や有機JAS認証の取得拡大、それらを生かした取引拡大が必要
- ◆安全・安心や歴史・文化を合わせた食育や地産地消の推進が必要



大手飲料メーカーとの取引には、国際水準GAPの認証取得が必要

## 3 茶業を取り巻く情勢の変化

- 社会のDXの進展
- SDGsの実現に向けた取組の加速化、脱プラスチック、脱炭素化の取組の進展
- テレワークなど、新しい生活様式の定着加速
- 茶における消費者ニーズの多様化
- 消費者の購入先の変化(茶専門店→スーパー)
- 世界的な緑茶消費の増加や有機栽培茶等の輸出拡大
- 遅霜や干ばつの発生など気候変動への懸念

## 4 本県茶業のめざすべき姿と基本的な取組方向

### (1)めざすべき姿の考え方

- 持続可能で元気な茶業の実現と県民が誇りに思える伊勢茶産地づくりに向け、次の状況になることをめざす。
- ◇意欲ある茶業経営体がそれぞれの実情に応じた経営戦略に基づき、**安定した収益を確保するとともに、実需者ニーズに的確に対応できる流通体制が整備され、海外も含めて販路が拡大している姿**
- ◇県内において、飲用のための伊勢茶の商品が拡大するとともに、伊勢茶を活用した加工品や料理、サービスなどの提供を通じて、**県民の伊勢茶への愛が深まり、伊勢茶の消費が拡大している姿**

### (2)基本的な取組方向

- めざすべき姿の実現に向けた基本的な取組方向として、
- 取組方向Ⅰ-1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大
- 取組方向Ⅰ-2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化
- 取組方向Ⅱ 県民運動による伊勢茶の消費拡大の推進
- を設定し、「所得向上」と「消費拡大」の両輪で取組を進めます。

## 5 目標指標及び具体的な取組内容

### (1)目標指標の設定

指標	現状	目標(R13)
◎茶の認定農業者のうち、他産業従事者と同程度以上の農業所得がある者の割合	35.8%(R2)	60.0%
○茶園の将来の利用についての具体的な合意形成が図られている集落数	3集落(R3)	53集落
◎直近3か年の1世帯当たりの茶の平均購入量(3か年については暦年により計算)	1,137g(R2)	1,610g
○伊勢茶の消費拡大に協力していただく店舗・事業者数	422箇所(R3)	650箇所

### (2)具体的な取組内容

取組方向	主な取組
Ⅰ-1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>①持続可能な経営体の育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト大規模経営や多角経営、複合経営など<b>それぞれのタイプに応じた経営体の育成</b></li> </ul> </li> <li>②新規就農者や多様な担い手の確保・育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者の確保に向けた<b>労働環境や人材育成体制の構築</b></li> </ul> </li> <li>③生産効率の高い生産基盤づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶園の<b>集約・集積、品種分散</b>等を図るとともに、<b>スマート茶業技術の実証普及</b>、耕作放棄茶園の発生を防ぐための<b>他作物の導入促進</b></li> </ul> </li> <li>④多様なニーズに対応できる生産体制の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の<b>実需者ニーズに対応したお茶の生産体制整備</b>及び<b>GAP団体認証取得推進</b></li> </ul> </li> </ul>
Ⅰ-2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶市場における<b>販売機能強化</b>及び<b>国際認証の取得推進</b></li> </ul> </li> <li>②輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出に対応できる<b>流通販売体制の整備</b>及び伊勢茶産地からの<b>直接輸出体制の構築</b></li> </ul> </li> </ul>
Ⅱ 県民運動による伊勢茶の消費拡大の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県職員やJA職員、三重県茶業会議所等の<b>伊勢茶営業マンによる消費拡大運動の展開</b></li> </ul> </li> <li>②消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者や事業所等における<b>ティーバッグとマイボトル等の活用促進</b></li> <li>・茶の<b>機能性を生かした需要の開発</b></li> </ul> </li> <li>③小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>伊勢茶認証店や地物一番協力店舗、飲食店等との連携促進による地産地消の推進</b></li> </ul> </li> <li>④県外における伊勢茶の認知度向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外の<b>様々なチャンネルを活用した消費者の認知度向上</b></li> </ul> </li> <li>⑤食育活動の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>食育の推進</b>による伊勢茶を誇りに感じる県民の拡大</li> </ul> </li> <li>⑥伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館など文化施設を活用した<b>伊勢茶の歴史・文化の発信</b></li> </ul> </li> </ul>

## 6 計画の推進体制

計画に基づく取組については、**県を始め、三重県茶業会議所、三重茶農協、JA全農みえ、JA、市町などが連携し、オール三重で推進する。**  
特に、短期集中的に取り組む必要のある重点課題については、プロジェクトを設置して取り組む。

# 伊勢茶振興計画の取組内容(最終案)

## 取組方向 I-1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大

### ①持続可能な経営体の育成

○製茶工場の有無や経営面積、販売体制などそれぞれのタイプに応じた経営体の育成

＜低コスト大規模経営＞茶園の集約化等による低コスト化

☆「人・農地プラン」、農地中間管理事業を活用した茶園の集積・集約化  
・芽売り農家との連携強化による計画的な栽培管理

＜自販等多角化経営＞高付加価値化による収益向上

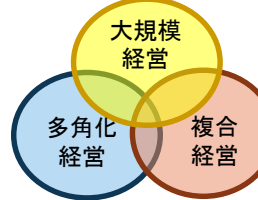
・特長のある品種の導入による、リーフやティーバッグ商品、加工品の開発の促進

＜他品目との複合経営＞他の品目の生産とあわせた経営の継続

☆JA等と連携し、野菜などの新品目における共同出荷体制の構築

茶経営発展の方向

それぞれのタイプの経営体の発展を進める必要



### ②新規就農者や多様な担い手の確保・育成

・法人等の経営者への労働環境や人材育成体制の整備に向けた意識啓発

・就業フェア、インターンシップ等を活用した新たな担い手確保及び研修技術支援等による就農者の定着化支援

・次代を担う経営者を育成する人材育成

・農繁期における労働力不足に対応する多様な働き手(若者や女性、障がい者、兼業・副業者など)を活用する仕組みの構築

### ③生産効率の高い生産基盤づくり

☆茶園の集約化に合わせた改植、新品種の導入推進

・契約栽培を活用した生産者に対する栽培技術支援

・国事業活用による、老朽化した茶園管理機や工場機械の計画的な整備支援

・研究開発、実証普及を通じたスマート技術による茶園のリモート把握、生育・摘採・防除適期予測の取組推進

☆茶業経営の継続に向けた、他作物の導入促進

### ④多様なニーズに対応できる生産体制の整備

☆消費者ニーズに対応した、簡便な形で飲めるティーバッグ、粉末茶等の商品開発の促進

☆海外向け防除の確実な実施にむけたゾーニングやローテーション防除の実証推進

・有機栽培茶生産の拡大に向けた、省力的な栽培技術の実証推進

・国際水準GAP認証における、内部統制機能の向上を図る団体認証の取得及び栽培履歴等情報整理のRPA化の推進

## 取組方向 I-2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化

### ①市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大

・市場価格の維持・向上を図るための市場の活性化に向け、取引方法や市場の集約化も含めた運営方法の合理化について検討  
・既存取引先への販売拡大や販路拡大等市場の斡旋強化の推進  
・国際水準GAPや有機JAS認証の取得推進

### ②輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備

☆輸出向け防除により生産された茶の情報を包括的に把握する仕組みなど、輸出に即応できる体制づくりを推進

☆旅行事業者と連携した伊勢茶輸出プロジェクトによる新たな海外販路開拓を通じた、産地からの直接輸出体制の構築

## 取組方向 II 県民運動による伊勢茶の消費拡大の推進

### ①茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大

☆県職員やJA職員、三重県茶業会議所等の伊勢茶営業マンによる消費拡大運動の展開

☆様々な機会をとらえた県民への情報発信による、伊勢茶の露出拡大

### ③小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進

☆県内量販店や伊勢茶認証店等と連携し、継続的な伊勢茶PRの実施

・飲食店や観光事業者等との連携による、飲用としての伊勢茶の提供や、伊勢茶を活用した料理、サービスの提供の促進



飲食店での活用(伊勢茶ハイ)

### ②消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案

☆ティーバッグ等マイボトルの活用につながる商品や、伊勢茶を活用した新たなサービスの開発を促進

☆伊勢茶の楽しみ方等を積極的に発信する「伊勢茶アンバサダー」の活動促進による県民の伊勢茶への愛着度の向上

・産地と消費者との交流を図るお茶ツーリズムの促進

・カテキンなどお茶に含まれる機能性に注目した商品開発の推進



伊勢茶マイボトルキャンペーン

### ④県外における伊勢茶の認知度向上

・三重テラス等において県外の消費者に対し、伊勢茶の魅力を発信

・県外のホテル、レストラン、交通関連企業など様々なチャンネルを活用した消費者の認知度向上

### ⑤食育活動の推進

☆茶文化継承と家庭でお茶に親しむ習慣づけに向けた子どもを対象にしたお茶の淹れ方教室実施

・小学校の児童等に対し、品質の高いお茶産地としての誇りを醸成する地域産業としての伊勢茶を学習する機会の拡大

### ⑥伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信

・歴史や食文化を生かした商品やサービスを創出する取組支援

・博物館など文化施設を活用した伊勢茶の歴史・文化の発信



博物館展示資料

## プロジェクトの推進体制と取組

### 1 産地構造改革プロジェクト(県域・地域)

■構成: 県、市町、JA、JA全農みえ、三重県農林水産支援センター、三重茶農協

#### ■プロジェクトの取組

・プロジェクトの全体計画、地域計画の策定、取組の進捗管理  
・「人・農地プラン」を活用した担い手の明確化と茶園の集約  
・輸出対応防除に係る茶園のゾーニング  
・複合経営に向けた野菜等新規品目の導入

### 2 伊勢茶輸出促進プロジェクト(県域)

■構成: 県、生産者、茶商、JA全農みえ

#### ■プロジェクトの取組

・プロジェクトの企画・運営  
・取組の進捗管理  
・既存輸出先での販路拡大及び新規販路開拓  
・ゾーニングやローテーション防除、有機栽培など輸出に対応できる茶の生産拡大  
■事業者との連携  
・(株)エイチ・アイ・エスとの連携・調整

### 3 消費拡大県民運動プロジェクト(県域)

■構成: 県、伊勢茶推進協議会、茶業会議所

#### ■プロジェクトの取組

・プロジェクトの計画の策定  
・取組の進捗管理  
・マイボトルキャンペーンの展開  
・食育の推進  
・地産地消の取組拡大  
・博物館等での歴史・文化に係る情報発信  
■事業者との連携  
・飲食店や観光施設における伊勢茶や伊勢茶を活用した料理、サービスの提供推進

「☆」は短期集中的に取り組む重点課題であり、上記プロジェクトを設置して取り組むこととします。

## 三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する 法律施行条例（仮称）の制定について

### 背景

- ・ 畜産業の国際的な競争環境が厳しくなる中においては、省力化機械の導入や増頭・増産等の取組の推進が必要。
- ・ 畜舎を新築して省力化機械の導入等を行おうとする際、畜舎には建築基準法が適用されるが、建築に係る負担は、畜産業の経営実態からみて過大。
- ・ このため、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築等ができるよう措置を講ずることが必要。



令和4年4月1日「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「畜舎特例法」）」  
施行予定

### 畜舎特例法の概要

- ① 畜舎特例法の対象施設は、畜舎（搾乳施設その他これに類する施設を含む）及び堆肥舎。
- ② 畜舎等を建築等及び利用しようとする者は、緩和された基準等による畜舎等の建築及び利用に関する計画を作成し、都道府県知事に認定申請。都道府県知事は、申請者が作成した計画が要件等に適合するときは、これを認定。  
→ 建築基準法より緩和された構造基準で建築可
- ③ 計画認定された畜舎等は、建築基準法令の適用から除外。  
→ 建築確認等が不要
- ④ 計画認定後は、県による監督（報告徴収、立入検査、改善命令等）のほか、罰則等が運用。

### 条例制定の必要性

畜舎特例法に基づき建築等される畜舎等は、三重県建築基準条例が規定する、建築物の安全確保等に関し県が付加する認定基準の適用外となることから、畜舎特例法が施行された後も畜舎等の安全等を確保するため、新たな条例の制定が必要。

### 三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（仮称）の概要

三重県建築基準条例の規定のうち、畜舎等の規制に必要な条項を準用し制限を付加

- ① 崖に近接する畜舎等  
→ 高さ2mを超える崖に近接する畜舎等について、崖と畜舎の水平距離を定める。
  - ② 敷地の路地状の部分の幅員  
→ 延べ面積が1,000㎡を超える畜舎等の敷地が、路地状の部分により道路に接する場合の路地状部分の幅員を定める。
  - ③ 日影による畜舎等の高さの制限  
→ 用途地域の指定のない区域において、日影時間による畜舎等の高さ制限を設ける。
- ※ ②、③については、都市計画区域及び準都市計画区域以外は適用外。

### 条例の施行予定年月日

令和4年4月1日施行予定（畜舎特例法施行日と同日）

## 三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（案）

## （目的）

第 1 条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「法」という。）畜舎建築特例法の基準等に係る省令（令和 3 年 12 月〇〇日号外農林水産省・国土交通省令第〇〇号。以下「省令」という。）第 35 条及び第 48 条第 3 項の規定による畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する制限並びに畜舎又はその敷地と道路との関係についての制限の付加等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （用語の定義）

第 2 条 この条例における用語の定義は、法、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に定めるところによる。

## （崖に近接する畜舎等）

第 3 条 畜舎等の敷地が高さ 2m を超える崖（勾配が 30 度を超える傾斜地をいう。以下この条において同じ。）に近接する場合には、当該敷地が崖の上にあるときにあっては崖の下端から、崖の下にあるときにあっては崖の上端から当該敷地に建築する畜舎等との間に、当該崖の高さの 2 倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、当該崖が宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 6 条第 1 項第二号及び第 7 条から第 10 条まで若しくは第 14 条の規定に適合する擁壁で覆われている場合又は土質試験等に基づき崖崩れ等による被害を受けるおそれのない場合は、この限りではない。

## （適用の除外）

第 4 条 第 5 条及び第 6 条の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の畜舎等の敷地については、適用しない。

## （敷地の路地状の部分の幅員）

第 5 条 延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超える畜舎等の敷地が路地状の部分により道路に接する場合においては、その幅員は、次の表に定めるところによらなければならない。ただし、畜舎等の構造及びその周囲の状況により避難上及び通行の安全上支障がない場合には、この限りではない。

路地状の部分の長さ	路地状の部分の幅員
15m 以上 25m 未満	2.5m 以上
25m 以上	3m 以上

(日影による畜舎等の高さの制限)

第6条 建築基準法第56条の2第1項の規定により指定される次の表に掲げる区域内において、次の表に掲げる制限を受ける畜舎等については、次の表に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせてはならない。

区域		制限を受ける畜舎等	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
用途地域の指定のない区域	容積率が10分の20以下の区域のうち、建蔽率が10分の5以下の区域	軒高7mを超える畜舎等	1.5m	4時間	2.5時間
	容積率が10分の20以下の区域のうち、建蔽率が10分の6の区域	高さが10mを超える畜舎等	4m		

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該畜舎等が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

第7条 この条例に定めるもののほか、畜舎等に係る技術基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

# 第13次鳥獣保護管理事業計画※1等の策定について

※1 鳥獣法に基づき、国が定める基本指針に則して、県の鳥獣の保護及び管理事業の実施に関する計画

## 【第12次(現行)計画の内容】

1. 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
2. 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
3. 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
4. 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
5. 第一種特定鳥獣保護計画及び**第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針**
6. 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
7. 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

## 【令和3年10月国指針の改正】

第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のため、**より被害等の実態を踏まえた指標を設定し、管理に取り組む**

## 第13次鳥獣保護管理事業計画及び 第二種特定鳥獣管理計画※2策定 (R4～R8年度)

※2 生息数の増加とともに、農林業被害が大きい鳥獣を管理する計画

	ニホンジカ (現行:第4期)	イノシシ (現行:第3期)	ニホンザル (現行:第2期)
現行 (H29～R3)	<b>【目標】</b> 国の目標に準じ、生息数を半減 (H24 約6.6万頭 → R5 約3.3万頭) (現状(R2)約4.9万頭) <b>【実施内容】</b> 捕獲制限解除 狩猟期間の延長 禁止猟法の一部解除	<b>【目標】</b> 被害金額を7千6百万円に軽減 ※H12以降で最低の金額 (現状(R2)約9千5百万円) <b>【実施内容】</b> 加害個体の集中的捕獲 狩猟期間の延長 禁止猟法の一部解除	<b>【目標】</b> 国の目標に準じ、加害群(41群)を半減 (現状(R3)40群 H28から16群減・15群増) <b>【実施内容】</b> 群れ単位に管理方針を定め、追い払いを基本に、必要に応じて捕獲
変更 (R4～R8)	<b>【目標】</b> <b>「農業被害が大きい集落の割合」を20%以下とする</b> <b>「森林下層植生の衰退が著しい箇所の割合」を30%以下とする</b> <b>【実施内容】</b> 捕獲制限解除の延長 狩猟期間の延長の継続	<b>【目標】</b> 被害金額を7千6百万円に軽減 <b>【実施内容】</b> 加害個体の集中的捕獲 狩猟期間の延長の継続	<b>【目標】</b> 加害群( <b>40群</b> )を半減 <b>【実施内容】</b> 群れ単位に管理方針を定め、追い払いを基本に、必要に応じて捕獲

※赤字は今回の変更点